

昭和37年10月5日

日本学術会議第37回総会

## 大学の管理制度についての声明（声明）

本会議は、第36回総会の決議によつて、大学管理制度について政府に勧告した。本会議は、ここにさきの勧告を重ねて確認するものである。

この勧告は、現在問題の焦点となつてゐる国立大学の人事に関する監督官庁の、いわゆる拒否権やさしもどし権について直接には言及していない。しかしこの勧告の精神はいまでもなくかゝる構想は全く不適当であるという前提の上に立つてゐるものである。

大学がその使命である学問の研究と教育を遂行するためには、大学の人事がその時々の政治の動向によつて左右されではならないことは明らかである。

本会議は、問題の重要性にかんがみあらためてここに声明し、状勢の推移を注視するものである。

庶発第820号 昭和37年10月9日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

## 平城宮跡の保存ならびに発掘調査の促進について（勧告）

標記のことについて、本会議第37回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

## 記

日本史上、いな世界史的な貴重な文化財の一つである平城宮跡の保全のために、当該地域の全面的国有地化をすみやかに達成せられたい。そこに埋もれている学術資料を確保して、その研究が有効に進められ、国有地化の緊要性が周知されるよう、今年度内に企画されている宮跡の外郭の発掘調査に特別の研究費を支出されたい。

## 理由

古代アジアの各國帝都宮殿の遺跡が、今日十分に保存されておらず、それぞれ、その全面的規模を復原しがたい中にあつて、いわゆる奈良の都の平城宮跡は、規模内容とともに、往時の宮廷とその生活をしのぶに足る資料をそこに埋没させてゐるが、その一端の発掘結果に従つても、十分に推測し得るところである。にもかかわらず、日本では、全般に文化財の研究と保護施策が甚だしく軽んじられ、そのための満足な経費も得られぬままで、平城宮跡もまだその全貌を明らかにするところまで調査研究がゆきとどかぬのみならず、史跡としての指定地がその3分の2程度にとどまる現状である。ために、この地域が、近代産業と交通発達に煽られて大土木工事をもつてする遺跡の破壊、資料の焼滅が必至と目されるに至つた。

この形勢にたいし、今年春以来日本建築学会、日本美術史学会、日本考古学協会、日本歴史学協会など諸学会から大きな警告が發せられたのであるが、幸い政府は、全宮跡の買収国有化をはかるための来年度予算を編成された。この上は必ずその確保を致すべく、格別な大蔵省当局の全き理解が得られるよう特段の努力をはらわれたい。かつ、この史跡のもつ重大な歴史的意義を明らかにすべく、そこに埋もれている学術資料を確保し、研究を促進し、国民もまた、その国有地化の妥当性を了解しうる